

社会福祉法人きすき福祉会役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人きすき福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定及びその他の規定等に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬並びに費用弁償等に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項第3号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるもとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に勤務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で報酬等を支給する。
- 3 常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合において、非常勤の理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間500万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 3 この法人の役員の報酬等は、別表第1に定めるとおりとする。
- 4 この法人の評議員の報酬は、別表第2に定めるとおりとする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員の通勤手当支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費等）として別表第3により算出した額を支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬は、毎月20日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合には、給与規程第4条第2項の規定に準じた日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支払い方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関しては必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成5年5月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年12月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年3月14日から一部変更する。

附 則

この規程は、平成18年8月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年1月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年1月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

役員及び評議員の報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人きすき福祉会